



島根県報

平成20年 3 月21日 (金)

号外 第 18 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

出納長職の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則 (総 務 課) 1

訓 令

島根県公印規程の一部改正 (総 務 課) 7

島根県公文書管理規程の一部改正 (") 7

島根県会計事務決裁規程の一部改正 (会 計 課) 8

人委規則

副出納長の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する 9

規 則

人委細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 10

公布された条例等のあらまし

出納長職の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則 (規則第19号)

1 規則の概要

(1) 次に掲げる規則の規定の整備

ア 職員及び職員の職の設置に関する規則

イ 島根県職員委員会規則

ウ 島根県事務決裁規則

エ 島根県年金恩給支給規則

オ 島根県行政組織規則

カ 島根県職員宿舍管理規則

キ 県有自動車管理規則

ク 島根県会計規則

ケ 島根県収入証紙条例施行規則

(2) 出納長の職務を代理する上席の出納員を定める規則の廃止

2 施行期日

平成20年 3 月22日から施行することとした。

規

則

出納長職の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

出納長職の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、出納長及び副出納長並びに」を「及び」に改める。

(島根県職員委員会規則の一部改正)

第2条 島根県職員委員会規則(昭和31年島根県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4名」を「3名」に改め、同条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条中「及び出納長」を削る。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第3条 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第1第13号知事決裁事項の欄の(1)中「、出納長」を削り、「部長」の次に「、会計管理者」を加え、同欄の(2)及び(3)中「部長」の次に「、会計管理者」を加える。

別表第2総務部の表人事課の項第5号知事決裁事項の欄の(1)中「、出納長」を削り、同欄の(2)中「、出納長」及び「並びに出納長の分限」を削り、同項第8号知事決裁事項の欄の(2)中「及び局長」を「、局長、会計管理者及び出納局長」に改める。

(島根県年金恩給支給規則の一部改正)

第4条 島根県年金恩給支給規則(昭和48年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第6条、第7条及び第9条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「島根県出納長」を「島根県会計管理者」に改める。

(島根県行政組織規則の一部改正)

第5条 島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第7条中「、出納長」を削る。

第11条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第71条の表条例によるものの部島根県特別職報酬等審議会の項担任する事務の欄中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(島根県職員宿舍管理規則の一部改正)

第6条 島根県職員宿舍管理規則(昭和43年島根県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「、出納長」を削る。

(県有自動車管理規則の一部改正)

第7条 県有自動車管理規則(昭和38年島根県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第4号中 「課等の長 補 佐 係 長 (課長) (主任)」 を 「課等の長」 に改める。

様式第5号中 「課 補 係 長 佐 長」 を 「課等の長」 に改める。

様式第7号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(島根県会計規則の一部改正)

様式第12号(第27条関係)

証 券 不 渡 通 知 書

年 月 日

様

島根県会計管理者 氏 名 [印]
(何出納員)
(指定金融機関等)

月 日あなたが の納付に使用した証券は、不渡りとなりましたので通知します。

通知書類番号	通知書類金額	納 入 金		不渡証券金額	備 考
		現 金	証 券		

- 1 さきに交付しました領収証書は失効となり、はじめから納付がなかったものとして処理しましたので、不渡証券金額について至急島根県会計管理者(何出納員)へ納付してください。
- 2 不渡証券の還付を希望される場合は、次の領収欄に押印の上、本状を御持参ください。

上記の不渡証券を受領しました。

年 月 日

住 所

氏 名

[印]

様式第23号、様式第26号、様式第28号、様式第31号及び様式第32号中「島根県出納長」を「島根県会計管理者」に改める。

様式第42号その1中

島根県指定金融機関株式会社
山陰合同銀行

を

01420-9-960001
島根県指定金融機関株式会社
山陰合同銀行本店営業部

に、

上記のとおり領収しましたので、通知します。

島根県指定金融機関

領 収 日 付 印

を

島根県出納長 様

取りまとめ局 広島貯金事務センター (郵便番号730-8794)	<table border="1"> <tr><td>領 収 日 付 印</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	領 収 日 付 印	
領 収 日 付 印			

に改め、同様式裏面を削る。

様式第42号その2中

島根県指定金融機関株式会社
山陰合同銀行

を

01420-9-960001
島根県指定金融機関株式会社
山陰合同銀行本店営業部

に、

上記のとおり領収しましたので、通知します。

島根県指定金融機関

領 収 日 付 印

を

島根県出納長 様

取りまとめ局 広島貯金事務センター (郵便番号730-8794)	<table border="1"> <tr><td>領 収 日 付 印</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	領 収 日 付 印	
領 収 日 付 印			

に改め、同様式裏面を削る。

様式第43号、様式第44号、様式第46号、様式第47号の2及び様式第67号中「島根県出納長」を「島根県会計管理者」

に改める。

様式第68号中 「

島根県知事
物品管理者
島根県出納長

」 を 「

島根県知事
物品管理者
島根県会計管理者

」 に改める。

様式第69号中「島根県出納長」を「島根県会計管理者」に、「出納長に」を「会計管理者に」に改める。

様式第77号中 「

出納長印

」 を 「

会計管理者印

」 に改める。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第9条 島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項、第7条、第9条、第10条、第11条及び第19条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第3号中「島根県出納長」を「島根県会計管理者」に改める。

様式第4号中 「

出納長		副出納長
-----	--	------

」 を 「

会計管理者		
-------	--	--

」 に、「島根県出納長」を「島根県会計

管理者」に改める。

様式第5号中 「

(部局長)	出納長	副出納長
-------	-----	------

」 を 「

(部局長)	会計管理者	
-------	-------	--

」 に改める。

様式第11号中 「

上記のとおり領収しましたので、通知します。
島根県指定金融機関
領収日付印
島根県出納長 様

」 を

「

領収日付印

」 に改める。

様式第12号中「島根県出納長」を「島根県会計管理者」に、「出納長より」を「会計管理者より」に改める。

(出納長の職務を代理する上席の出納員を定める規則の廃止)

第10条 出納長の職務を代理する上席の出納員を定める規則(昭和39年島根県規則第26号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月22日から施行する。

(島根県会計規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 8 条の規定による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第 9 条の規定による改正前の島根県収入証紙条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓 令

島根県訓令第 3 号

本 庁
地方機関

島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条第 5 号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第10条中「出納長印」を「会計管理者印」に改める。

別表第 1 中	出納長印	島 根 県 出 納 長 印	24ミリメートル平 方	会計課長	
		島 根 県 出 納 長 印	20ミリメートル平 方	会計課長	送金支払通知書専用
	副出納長印	島 根 県 副 出 納 長 印	20ミリメートル平 方	会計課長	

会計管理者 印	島 根 県 会 計 管 理 者 印	20ミリメートル平 方	会計課長		に改める。
------------	-------------------------	----------------	------	--	-------

附 則

この訓令は、平成20年 3 月22日から施行する。

島根県訓令第 4 号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程 (平成13年島根県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年3月22日から施行する。

島根県訓令第5号

会計課
審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条、第2条及び第3条（見出しを含む。）中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第4条を削る。

第5条中「出納長」を「会計管理者」に、「第3条」を「前条」に改め、「前条の規定により副出納長が専決することができる事項」を削り、同条を第4条とする。

第6条中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条の表中	出納長	1 副出納長	を	会計管理者	1 出納局出納員
		2 出納局出納員			2 当該事務を掌理する管理監
		3 当該事務を掌理する管理監 である出納局会計員			である出納局会計員

に改め、副出納長の項を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計管理者決裁事項

事務の種類	会計管理者決裁事項
1 支出に関する事務	1 1件5,000万円以上の補償、補填及び賠償金の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 2 1件2,000万円以上の公有財産購入費及び備品購入費の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 3 1件1億円以上の負担金、補助及び交付金及び貸付金の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 4 1件2億円以上の工事請負費の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。 5 前各号に掲げるもののほか、1件7,000万円以上の経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金及び旅費を除く。）の支出負担行為を確認し、これを支払うこと。
2 現金の保管及び資金の運用に関する事務	金融機関への預託及びその解約並びに資金の運用を行うこと。
3 決算に関する事務	決算を調製し、証書類を知事に提出すること。
4 指定金融機関等に関する	指定金融機関等の検査を行うこと。

る事務	
5 出納機関への協議に関する事務	1 収入又は支出の原因となる条例、規則その他の規程の制定又は改廃について協議を受けること。 2 徴収又は収納及び支出の事務の委託について協議を受けること。 3 普通財産の売却（1 件500万円以上の場合に限る。）及び重要物品の処分について協議を受けること。 4 1 件100万円以上の寄付金について協議を受けること。 5 1 件500万円以上の需用費（単価契約によるものを除く。）、使用料及び賃借料及び備品購入費について協議を受けること。 6 1 件2,000万円以上の投資及び出資金について協議を受けること。 7 1 件5,000万円以上の委託料（国及び地方公共団体へ委託するものを除く。）について協議を受けること。 8 1 件7,000万円以上の公有財産購入費について協議を受けること。 9 1 件 5 億円以上の工事請負費について協議を受けること。 10 1 件 1 億円以上の負担金、補助及び交付金及び単年度貸付金について協議を受けること。 11 賠償金について協議を受けること。 12 訴訟関係経費について協議を受けること。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「（第 6 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、同表を別表第 2 とする。

附 則

この訓令は、平成20年 3 月22日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

副出納長の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

副出納長の廃止及び会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 知事の事務部局の部 1 種の項中 「本庁部長 同 技監」 を 「本庁部長 本庁技監」 に改め、同部 2 種の項中 「医療統括監 副出納長」 を 「医療統括監」 とする。

「医療統括監」に改める。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 級の項中 「
1 理事の職務
2 本庁の部長の職務」 を

- 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務
- 4 技監の職務

- 1 理事の職務
- 2 本庁の部長の職務
- 3 会計管理者の職務
- 4 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務
- 5 技監の職務

に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「部長」を「部長 会計管理者」に改め、「管理監 副出納長」を「管理監」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月22日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則(昭和60年島根県人事委員会細則第2号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部中

本庁	本庁(出納局を除く。)	主事若しくは技師又はこれらに相当する職	主任主事若しくは主任技師又はこれらに相当する職	主任又はこれに相当する職	企画員又はこれに相当する職	課長代理 副政策企画監 グループリーダー 副指導監 査監 副団体検査監	課長 政策企画監 センター長 管理監 室長 管理所長 統括指導監 査監 指導監 査監 統括団体検査監 上席調整監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監	課長 政策企画監	次長 統括政策企画監 参事	理事 部長 政策企画局長 技監
----	-------------	---------------------	-------------------------	--------------	---------------	--	--	-------------	---------------------	--------------------------

						技術専門 監				
	出納局					グループ リーダー 副出納監 察監	課長 上席出納 監察監 出納監察 監	課長	副出納長 局長	

を

本庁	主事若しくは技師又はこれらに相当する職	主任主事若しくは主任技師又はこれらに相当する職	主任又はこれに相当する職	企画員又はこれに相当する職	課長代理 副政策企画 画監 グループ リーダー 副指導監 査監 副団体検 査監 副出納監 察監	課長 政策企画 監 センター 長 管理監 室長 管理所長 統括指導 監査監 指導監査 監 統括団体 検査監 上席調整 監 団体検査 監 統括林業 普及員 統括技術 専門監 技術専門 監 上席出納 監察監 出納監察 監	課長 政策企画 監	次長 統括政策 企画監 出納局長 参事	理事 部長 政策企画 局長 会計管理 者 技監
----	---------------------	-------------------------	--------------	---------------	---	---	-----------------	---------------------------------	---

に改める。

附 則

この細則は、平成20年 3 月22日から施行する。

